

掛川市教育委員会規則第2号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

掛川市教育委員会教育長

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

学務課	学務係 施設営繕係
学校教育課	指導係 管理係

」

を

「

教育政策課	教育政策係 学童保育係 施設営繕係 教育庶務係
学校教育課	指導係 学務係

」

に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「学務課」を「教育政策課」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項中「教育部教育政策室」を「教育政策課」に改め、同項第1号を削り、同項第2号クを次のように改める。

ク 適正規模・適正配置に関すること。

第5条第1項第2号に次のように加える。

ケ 小学校及び中学校の設置及び廃止に関すること。

コ 幼稚園の設置及び廃止に関すること。

第5条第1項中第2号を第1号とし、同項に次の8号を加える。

(2) 学童保育係

ア 学童保育に関すること。

(3) 施設営繕係

ア 教育財産の取得及び処分の申出に関すること。

イ 教育財産の整備及び管理に関すること。

ウ 学校その他の施設の目的外使用に関すること。

エ 教育財産その他教育委員会が管理する建築物及び土木施設の設計（土地の造成を含む。）並びに工事施工の指導及び監理に関すること。

オ その他教育施設に関すること。

(4) 教育庶務係

- ア 事務局内の庶務に関すること。
 - イ 事務局内の公印の管守に関すること。
 - ウ 教育に係る調査に関すること。
 - エ 小学校及び中学校の文書の收受及び発送に関すること。
 - オ 教育長の秘書に関すること。
- (5) 学校給食室学校給食係
- ア 学校給食施設の再編整備促進に関すること。
 - イ 学校給食の企画、調整及び指導に関すること。
 - ウ 学校給食の実施に関すること。
 - エ 給食費の徴収及び管理に関すること。
 - オ その他学校給食業務に関すること。
- (6) さかがわ学校給食センター
- ア 学校給食センター運営委員会に関すること。
 - イ 献立の作成、食材発注等に関すること。
 - ウ 学校給食の調理及び配送に関すること。
 - エ 調理業者の監督指導に関すること。
 - オ 管内の給食費の徴収及び管理に関すること。
- (7) 給食文化苑こうようの丘
- ア 給食文化苑こうようの丘運営委員会に関すること。
 - イ 献立の作成、食材発注等に関すること。
 - ウ 学校給食の調理及び配送に関すること。
 - エ 調理業者の監督指導に関すること。
 - オ 管内の給食費の徴収及び管理に関すること。
- (8) 大東学校給食センター
- ア 学校給食センター運営委員会に関すること。
 - イ 献立の作成、食材発注等に関すること。
 - ウ 学校給食の調理及び配送に関すること。
 - エ 調理業者の監督指導に関すること。
 - オ 管内の給食費の徴収及び管理に関すること。
- (9) 大須賀学校給食センター

- ア 学校給食センター運営委員会に関する事。
- イ 献立の作成、食材発注等に関する事。
- ウ 学校給食の調理及び配送に関する事。
- エ 調理業者の監督指導に関する事。
- オ 管内の給食費の徴収及び管理に関する事。

第5条第2項を削り、同条第3項第2号を次のように改める。

(2) 学務係

- ア 市費負担職員の人事、服務及び研修に関する事。
- イ 学校予算の配分及び執行指導に関する事。
- ウ 学校の財務関係事務に関する事。
- エ 一般備品の整備及び管理に関する事。
- オ 学校保健に関する事。
- カ 教科用図書その他教材の取扱いに関する事。
- キ 児童及び生徒の学籍及び就学に関する事。
- ク 児童及び生徒の就学援助及び就学奨励に関する事。
- ケ 遠距離通学への支援等に関する事。
- コ 市教育センターの管理運営に関する事。
- サ 通学区の設定及び改廃に関する事。
- シ 教職員に関する表彰及び栄典に関する事。
- ス その他学校の管理運営に関する事。

第5条中第3項を第2項とし、同条第4項第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

- オ 日本遺産に関する事。

第5条中第4項を第3項とする。

第6条第3号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ ろう人形の管理に関する事。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

